

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱表紙・目次 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="241 384 974 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="405 963 808 1043">平成26年6月 <u>(最終改正令和3年1月改正)</u></p> <p data-bbox="300 1155 913 1187">神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課</p>	<p data-bbox="1265 384 1998 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="1503 963 1771 1043">平成26年6月 <u>(平成27年5月改正)</u></p> <p data-bbox="1384 1155 1877 1187">神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課</p>

新	旧
目 次	目 次
1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱…………… <u>1</u> 要綱様式	1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱…………… <u>1</u> 要綱様式
（第1号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書…………… <u>8</u>	（第1号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定申請書…………… <u>7</u>
（第2号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書…………… <u>9</u>	（第2号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定書…………… <u>8</u>
（第3号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届…………… <u>10</u>	（第3号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実施届…………… <u>9</u>
（第4号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届…………… <u>11</u>	（第4号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 変更・休講 届…………… <u>10</u>
（第5号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 廃止・休止・再開 届…………… <u>12</u>	（第5号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等 廃止・休止・再開 届…………… <u>11</u>
（第6号様式）（第6号様式の2）修了証明書及び修了証明書(携帯用) <u>13</u>	（第6号様式）（第6号様式の2）修了証明書及び修了証明書(携帯用) <u>12</u>
（第7号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書…………… <u>14</u>	（第7号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書…………… <u>13</u>
（第8号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿…………… <u>15</u>	（第8号様式）障害者居宅介護従業者基礎研修等修了者名簿…………… <u>14</u>
2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係） …… <u>16</u>	2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係） …… <u>15</u>
（別添様式1）誓約書…………… <u>20</u>	（別添様式1）誓約書…………… <u>19</u>
別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係） ……21	別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係） ……21
別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22	別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22
別表2 科目免除一覧……………32	別表2 科目免除一覧……………32
（参考1）科目免除願……………35	（参考1）科目免除願……………35
（参考2）介護業務従事証明書……………36	（参考2）介護業務従事証明書……………36
別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係） ……37	別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係） ……37
（参考1）実習施設承諾書……………41	（参考1）実習施設承諾書……………41

新	旧
(参考2) 実習計画書……………42	(参考2) 実習計画書……………42
(参考3) 演習計画書……………44	(参考3) 演習計画書……………44
別紙3 講師の取扱い(指定基準5関係) ……46	別紙3 講師の取扱い(指定基準5関係) ……47
別表 講師要件……………47	別表 講師要件……………48
(参考1) 講師一覧……………56	(参考1) 講師一覧……………57
(参考2) 講師履歴……………57	(参考2) 講師履歴……………58
(参考3) 講師出講確認書……………58	(参考3) 講師出講確認書……………59
別紙4 補講等の取扱い(指定基準7関係) ……59	別紙4 補講等の取扱い(指定基準7関係) ……61
(参考1) 補講修了確認書……………60	(参考1) 補講修了確認書……………62
別紙5 修了証明書再発行の取扱い(指定基準8関係) ……61	別紙5 修了証明書再発行の取扱い(指定基準8関係) ……63
別紙6 受講者の本人確認について(指定基準9関係) ……64	別紙6 受講者の本人確認について(指定基準9関係) ……67
別紙7 事業廃止する場合の取扱い(指定基準10関係) ……65	別紙7 事業廃止する場合の取扱い(指定基準10関係) ……69
 3 参考資料	 3 参考資料
○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)	○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第22 条第1項及び第2項に定める法律一覧	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22条第1項及び第2項に定める法律一覧
○神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日条例第75号) 抜粋	○神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日条例第75号) 抜粋

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要綱は、令和3年1月18日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。</u></p> <p><u>3 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。</u></p> <p><u>4 この要綱の施行より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、改正前の「神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準」別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」における別表1「【重度訪問介護従業者養成研修課程】（行動障害支援課程）」及び「【行動援護従業者養成研修課程】」に定める内容並びに別表2「科目免除一覧」における「【行動援護従業者養成研修】」に定める内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則（略）</p>